

◎第1回定例会3月会議(3/1～3/15)が開催されました。

主な審議事項は次のとおりです。

- 一般質問は、12名の議員が18件について、町長及び教育長に町政執行方針・教育行政執行方針の所信を質問しました。

| | |
|-----------|---|
| ◎黒田 勝幸 議員 | ・石谷小学校について |
| ◎前本 幸政 議員 | ・町政執行方針について |
| ◎三浦 浩三 議員 | ・当町の災害対策について |
| ◎西村 豊 議員 | ・認定こども園のその後の進捗状況について |
| ◎東 秀憲 議員 | ・行政評価システムの導入について |
| ◎山田 誠 議員 | ・浅海漁業の増殖事業等の推進対策について |
| ◎小杉久美子 議員 | ・町政執行方針について |
| ◎松田 兼宗 議員 | ・森町の附属機関・審議会・協議会等について ・情報公開条例について ・副町長選任について |
| ◎木村 俊広 議員 | ・子ども医療費の助成について ・森町の公共工事入札について |
| ◎中村 良実 議員 | ・農業振興策と山麓開発負担金について |
| ◎堀合 哲哉 議員 | ・3施設の民営化について ・介護保険料について ・TPPについて ・新幹線の札幌延伸について |
| ◎宮本 秀逸 議員 | ・町政執行方針(産業・TPP)について |

詳細につきましては、5月発行予定の議会だよりに掲載します。

- 意見書を採択して関係省庁に送付しました。

| | |
|-----------------------------|------|
| ○若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書 | 原案可決 |
| ○こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書 | 原案可決 |

平成24年 第1回森町議会定例会 3月会議

平成24年度森町の方向を示す予算案などを審議する通年議会第1回森町3月会議は、3月1日から15日までの日程で開かれました。

町長の町政執行方針、教育長の行政執行方針、12名の議員から一般質問18件、発議2件、意見書2件、平成24年度一般会計予算・特別会計予算及び企業会計予算、条例等などの議案40件、などの審議をおこないました。

平成24年度予算

◎予算総額 164億2,011万9千円

| | |
|------|--------------|
| 一般会計 | 88億9,370万7千円 |
| 特別会計 | 50億1,909万1千円 |
| 企業会計 | 25億0,932万1千円 |

詳細につきましては、5月発行予定の議会だよりに掲載します。

☆町長・教育長給与削減を継続

☆議員報酬削減を継続

☆救急医療キット配布事業

(概ね満65歳以上の方に、緊急時に必要な情報を保管する救急医療キットを、希望者へ配布する事業)

☆濁川生活改善センター等解体撤去工事

(新築に伴う解体工事)

☆砂原漁業協同組合製氷及び貯氷設備事業補助金

☆森町観光案内看板設置工事

(観光看板を整備し観光客の誘導と、森町のイメージアップを図ることを目的に整備しようとするものです)

新年度予算案など可決!

議員からの修正動議により、一般会計予算案の楽市楽座もりまち「食KING市」への補助金(300万円を150万円に削減)の修正案を可決。修正議決部分を除くその他の予算については、原案のとおり可決いたしました。

町有地売り払い等に関する調査特別委員会報告

町有地売り払い等に関する調査特別委員会

委員長 黒田勝幸

「町有地売り払い等に関する調査特別委員会」調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

調査特別委員会設置の背景

町長は、町有地売却疑惑に関する真相究明や再発防止策に関して、庁内に検証委員会や第三者委員会の設置を行うことなく、監査委員による定期監査結果報告を受け、これ以上、内部調査は困難として、町長の監督責任に対して一ヶ月・10%を減額する改正案を12月会議に提案してきた。議会としては、真相究明が不十分な状態で幕引きをしようとするのは拙速だとの判断から、解明と再発防止策の確立を図るために、調査特別委員会を14対1の賛成多数で設置したものです。

委員会開催状況

第1回 開催日

平成23年12月27日

町有地売却に関して、事務処理経過や事務専決規程に係る監査報告及び提案された議案第3号の内容等に対して、事務方から詳細説明を求めた。

出席委員 15名

第2回開催日

平成24年1月19日

事実究明の進捗を図るために、佐々木裕(有)東和測量設計事務所代表、増田裕司前副町長を参考人とし、松山高治監査委員を説明員として、本特別委員会に出席を求め経緯の検証を行った。なお、追加資料として①借地者の実態

②町長・副町長動静、を求めた。

た。

出席委員 15名

平成24年1月27日

事実究明の進捗を図るために、佐藤町長を説明員として、本特別委員会に出席を求め経緯の検証を行った。なお、追加資料として①町有地売却に伴う測量代の負担区分(過去3年分)②登記嘱託書の写し、を求めた。

第3回開催日

平成24年1月27日

事実究明を図るため、増田前副町長を参考人として、佐藤町長を説明員として、本特別委員会に出席を求め事実の検証と、当該地等の対応策について協議した。なお、追加資料として①町長の出張命令書、旅費精算書の決裁写し(平成20年11月〜12月まで)を求めた。

出席委員 14名

第4回開催日

平成24年2月9日

真相究明を図るため、増田前副町長を説明員として、佐藤町長を説明員として、本特別委員会に出席を求め事実の検証と、当該地等の対応策について協議した。なお、追加資料として①町長の出張命令書、旅費精算書の決裁写し(平成20年11月〜12月まで)を求めた。

出席委員 13名

第5回開催日

平成24年2月24日

真相究明を図るため、佐藤町長を説明員として本特別委員会に出席を求め、事実の検証及び当該地等の対応策と、普通財産の売却に関する取扱要綱等について協議した。併せて、本委員会としての集約や論点整理に対して意見交換を行った。

出席委員 13名

出席委員 15名

《第4回開催委員会が質した町長・副町長の相違点》

| 不一致点・争点 | これまでの答弁(町長) | これまでの答弁(副町長) |
|-----------------|--------------------------------|--|
| ①佐藤町長の欠けた印鑑について | 印鑑は預けていない。 | 「決裁書類が多すぎる」と言うので代理決裁を提案し印鑑を預かった。 |
| ②新しい印鑑について | 副町長が代決するようにしてから決裁書類は来ないと言っている。 | 委任を受けているので特別問題はないとみていた。23年9月26日まで使った。 |
| ③町有地売却の決裁について | 決定書をあまり読まずにサインした。 | 町長が売却していいと、サインしたので解決済みと判断した。 |
| ④辞任の理由について | 副町長が謝れば許したが、謝罪や反省がなかった。 | 8月8日、9月22日付けのブログを見て辞職を決意した。町長との信頼関係が失われていた。9月26日に頭を下げ謝罪した。 |
| ⑤町長の責任問題について | 減給案(1ヶ月、10%)は妥当だ。 | 私に引責辞任を求めたが、減給案に対して言える立場にない。 |

第6回開催日

平成24年3月2日

委員会報告書(案)の内容について、過不足や脱漏等はないか等、内容の精査・確認をおこなった後に、採決を行い可決された。

出席委員 14名

調査の結果(総括)

1・総括内容について

(1) 町有財産の処分については、森町事務専決規程第5条の規定により、町長の権限に属する行政事務となっており、副町長といえども専決できない事項となっている。本来は、前副町長が、より詳細に説明しなければならぬ事務であり、それを怠っていたことは憂慮に堪えない。

内部規定の勵行は当然であるが、再発を防止する意味で「後閲」の導入改正を具申する。

(2) 売却した尾白内町1013-2以外の、尾白内町1013-3・4・5の3筆についても購入希望があったことから、購入者の負担による分筆測量にも至っていた。本来であれば、全体の4筆で売買契約を交わすべきであったし、口約束としたのは軽率な行為であった。

(3) 委員会設置後の調査の過程で、次のことが新たに判明した。①尾白内町1013-

2の農振農用地除外に対する、手続きがなかったこと。②尾白内町1013-3・4・5に分筆した後において、賃借人から土地返還届けを求め提出させていたこと。これらに対しては、意図的なものではなく失念したとして、業務に対する緊張感を著しく欠いており、襟を正すとともに、町民が納得する事務処理と再発防止策を求めるものとする。

(4) 農地法による地目変更、農業振興法による農用地の取扱いに、違法状態を含む瑕疵の懸念があることから、解決策を担当部局に委ねるものである。

本委員会としては、尾白内町1013-2について、保存登記が完了して買主は法により保護されているも、今後において同様の対応を考慮した場合に、解消し白紙に戻す事が望まれる。町から申し出ることは、障壁が高く困難かも知れないが、誠意をもって買主に対応してみるべきである。

また、尾白内町1013-3・4・5については、元の状態に戻すこととし、合筆すべき

である。なお、処理の結果については、議会に報告すべきものとする。

(5) 町長は多忙を理由に、前副町長に信任を与え、業務の大部分について決済を委任していたと言われている。町長としての本来業務に精励し、責務を果たすべきである。

本件を重要案件としつつも、町長は知らなかったとしているが、管理者として知らなかったという責任は重大である。併せて、町長私印の管理及び取扱には、十分注意をすること。

また、職員は、より一層のコンプライアンス(法令順守)に努め、町民の信頼回復に努力を払うこと。

(6) 副町長の解職理由として、①専決規程に違反した。②反省がなく謝罪もない。③情報漏洩があった。と退職以降も理由が変更している。また、自署によるサイン決裁も含め、不承知とは言い難く町長の責任は重大である。

町長は、管理責任を問うて、給与を10%・1ヶ月分を減額するとした条例案を提出した

が、一方の処分実態からしても、極めて妥当性や軽重に疑問を感じることから再考を求めたい。

(7) 町有地売却に係る真相究明に、主眼をおいた委員会であったが、①町長私印を預けたのか否か②代理決裁の依頼有無③辞任理由④責任問題等において、両者の言い分が大きく異なり平行線のままで、事実関係の解明に向けての取れん作業は難航を余儀なくされた。

よって、町当局は今、現在においても、改めて自らが真相解明を怠らざり行くべく、民間人を含む第三者検証委員会を設置し、事実解明と再発防止策を図り、町民に明らかにする責務を負っている。

2・再発防止策に対する委員会提言

町有地等の売却については、財産の有効活用と自主財源の確保を図る目的や、民間活力の促進に寄与する物件について行うべきである。

(1) 売却地の履歴調査や、規制法規に対するチェックシステムを再構築し、勵行するこ

と。
(2) 売却に際しては、公開を原則とし町広報等で公示すること。

(3) 売却方法は、一般競争入札を基本とし随意契約は国、道や土地の借地者、隣接者等を対象に行うこと。

(4) 土地利用計画や売買単価の決定については、不動産鑑定結果によるほか、第三者委員会による外部答申に委ねること。

(5) 物件の測量は、売り主である森町が行うこと。

(6) 購入希望者からは、当該地の土地利用計画を求めること。

(7) 既に賃貸している売却予定地にあつては、事前に土地返還届の提出を求めること。

(8) 賃貸契約の更新時には、返還や購入希望の有無について確認調査を行うこと。(一定年限の賃貸契約期間到来後に、購入を前提にすることを契約条項に加える等)